令和8年度冬の生活支援金を給付します

物価高騰等に伴う冬期の暖房費や除雪費等の負担増を踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に支援の必要性が高い世帯に対して、冬の生活支援金を給付します。

■対象世帯

基準日（10月8日）時点で滝川市に住民登録のある令和8年度（7年分）住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯（ただし施設入所、長期入院、生活保護受給世帯を除く）

（1）今年度中に満70歳に達する単身者世帯
（2）70歳以上の方と65歳以上の方のみで構成される世帯
（3）重度障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）の方がいる世帯
（4）ひとり親（平成20年4月2日以降に生まれた子を扶養している）世帯

■支給額　1世帯　5,000円　　**■申請期限**　令和9年2月1日(月)

・対象世帯には11月上旬に文書を送付しています。市が口座番号を把握している世帯は手続き不要ですが、口座番号が不明な世帯は申請が必要です。
・要件に該当する方で文書が届いていない場合は福祉課へお問い合わせください。
・令和8年度（7年分）の住民税の申告が済んでいない方で、申告をすることで住民税非課税世帯であることが判明した場合、給付の対象となりますので、税務課で申告のうえ福祉課へお問い合わせください。
・令和8年1月1日時点で市外に住民票があった方で上記に該当する方は給付の対象となりますので福祉課へお問い合わせください。

問合先　福祉課　Tel.28-8024／税務課　Tel.28-8019

水道の凍結にご注意ください

寒さの厳しい季節となりましたが、水道管の水抜きは万全ですか。水抜きをしなかったことで水道管が凍結して破損した場合、家屋に甚大な被害が生じるおそれがあります。

水道に関する工事は、指定給水装置工事事業者でなければできませんのでご注意ください。

■外出時：短期間、長期間を問わず、こまめに水抜きをしましょう。
■夜　間：水道凍結が特に起きやすい夜間から早朝にかけては、水抜きを忘れないようにしましょう。また、日中でも水道を使用しないときは水抜きをしましょう。
■空き家：水道企業団では原則として止水栓を閉めていません。マンション・アパートなどに住んでいる方が退去するときは、必ず使用者が水抜きをしてください。すでに空き家になっている場合は、建物の所有者または管理者が再確認してください。

水道管の凍結解氷は、指定給水装置工事事業者へ
（受付時間／8時30分～17時）

居林建設工業	Tel.23-1334	北新設備工業	Tel.22-5886
斉藤組	Tel.22-3441	日興設備	Tel.24-7719
北宏通商	Tel.26-5004	鈴木冷暖工業	Tel.22-5730
松原設備工業	Tel.23-4410	大阪設備工業	Tel.75-6269
第一興産	Tel.22-1435	アラタ	Tel.74-5656
木村設備工業	Tel.75-2812	山一工業滝川支店	Tel.23-6402
道央ハウジング	Tel.24-0357		

年末年始の水道修繕工事事業者
（受付時間／8時30分～17時）

当番日	指定給水事業者
12月29日(火)	居林建設工業
12月30日(水)	
12月31日(木)	北宏通商
1月1日(金)	斉藤組
1月2日(土)	松原設備工業
1月3日(日)	第一興産



問合先　中空知水道企業団　Tel.53-3840